

グリーン購入法 特定調達物品について

2006年3月
社団法人日本電球工業会

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)は、平成13(2001)年4月に施行され、国等の公的機関が率先して環境負荷の少ない製品やサービスを調達することを定めています。

この法律に基づき、特定調達物品の品目および判断基準が定期的に見直されていますが、この度平成18(2006)年度の判断基準が改正され、電球形ランプ(電球形蛍光ランプ)が新たに追加されました。

照明関係の特定調達物品は蛍光灯照明器具、ランプ(蛍光ランプ)、公共工事(資材)の環境配慮形道路照明、照明制御システムですが、ここではランプに関する内容をご紹介します。

○ 判断基準(抜粋)

ランプにおける品目及び判断の基準

蛍光ランプ (直管型： 大きさの区分 40形蛍光ランプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形(Hf)であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で80 lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が80以上であること。 ウ. 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。
電球形 のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LEDランプである場合は、定格寿命は30,000時間以上であること。 ②LED以外の電球形のランプ(電球形蛍光ランプを含む。)である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で40 lm/W以上であること。 イ. 電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 ウ. 定格寿命は6,000時間以上であること。 備考 本項の判断の基準の対象とする「電球形のランプ」は、ソケットにそのまま使用可能であつて、フィラメント式ランプの代替となるものとする。

○ 判断基準についての解説

蛍光ランプの判断基準について

適用になるのは執務スペース等で多く使われる、大きさの区分 40 形に相当する長さの直管形蛍光ランプで、種類と品名は下表の通りです。

種 類	品 名
高周波点灯専用(Hf)形	FHF32 で始まるものなど 詳細はメーカー各社へお問い合わせください。
スタータ形	FL40 で始まるもの
ラピッドスタート形	FLR40 で始まるもの

上記以外の蛍光ランプは特定調達物品ではありません。しかし、調達推進の基本的考え方として、「環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする」と記載されており、特定調達品目に準じた方法で選択するのが望ましいと考えられます。

高周波点灯専用(Hf)形蛍光ランプは無条件に適合しますが、それ以外は細かな基準があり、以下の観点から判断基準の多くを満足するのは 3 波長形蛍光ランプとなります。

ア. のランプ効率は、ランプの全光束(lm) を定格ランプ電力(W)で割った値です。同じ明るさなら消費する電力が少ないランプほどランプ効率は高くなります。

イ. の演色性は、環境負荷には直接関係ありませんが、国際標準 CIE/ISO の屋内照明基準(CIE Draft Standard DS008.2/E-2000)でオフィスの照明要件として Ra80 以上を推奨しており、判断基準となっています。

ウ、エ、オ. は、省資源と廃ランプによる環境負荷低減のため設けられた基準です。

なお、高周波点灯専用(Hf)形蛍光ランプは専用器具と組み合わせてご使用ください。

電球形蛍光ランプの判断基準について

電球形蛍光ランプは従来の白熱電球からの代替を目的に、平成 18(2006)年度より新たに追加となりました。

但し、使用目的や器具によっては、電球形蛍光ランプへの代替ができない場合もありますので、事前によく確認の上ご使用ください。

電球形 LED ランプの判断基準について

従来の電球に代替可能な LED ランプも、平成 18(2006)年度より新たに追加となりました。一般照明や、表示灯、サインなどの用途が考えられます。

しかし、一般照明用への代替にあたっては、調達推進の基本的考え方として、「環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする」と記載されており、LEDランプの効率も十分に考慮してご使用ください。